

松原市情報公開条例

手 引 書



令和4年2月

松原市

目 次

松原市情報公開条例 手引書

第 1 条	目的 P 1
第 2 条	定義 P 2 ~ P 3
第 3 条	実施機関の責務 P 4
第 4 条	利用者の責務 P 5
第 5 条	情報の公開を請求できるもの等 P 6 ~ P 7
第 6 条	公開しないことができる情報 P 8
第 1 号	法人等事業活動情報 P 9 ~ P 1 0
第 2 号	非公開条件付提供情報 P 1 1
第 3 号	行政執行に関する情報 P 1 2
第 3 号ア	機関間協力関係情報 P 1 3
第 3 号イ	意思決定過程情報 P 1 4
第 3 号ウ	事務事業執行情報 P 1 5 ~ P 1 6
第 4 号	公共の安全等に関する情報 P 1 7
第 7 条	公開してはならない情報 P 1 8
第 1 号	個人に関する情報 P 1 9 ~ P 2 3
第 2 号	法令秘情報 P 2 4 ~ P 2 5
第 8 条	情報の部分公開等 P 2 6 ~ P 2 7
第 9 条	情報の存否に関する情報 P 2 8
第 1 0 条	公開請求の方法 P 2 9
第 1 1 条	公開請求に対する決定等 P 3 0 ~ P 3 1
第 1 2 条	公開の実施 P 3 2
第 1 3 条	費用の負担 P 3 3
第 1 4 条	救済手続 P 3 4 ~ P 3 6
第 1 5 条	目録の作成等 P 3 7
第 1 6 条	市長の調整 P 3 8
第 1 7 条	運用状況の公表 P 3 9
第 1 8 条	他の制度との調整 P 4 0
第 1 9 条	総合的情報公開の推進 P 4 1
第 2 0 条	出資法人 P 4 2
第 2 1 条	施行の細目 P 4 3

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、情報の公開を求める権利を明らかにして、市の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、「知る権利」の保障に資するとともに市民の市政への参加を推進し、もって市民本位の市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにし、本市における情報公開制度の基本的な考え方を定めたものである。

市が保有する情報は、市民生活と深くかかわるものであり、本来的には市民共有の財産と考えられることから、市が保有する情報の公開は、市民自身の情報をコントロールすることと同義であり、市民が持つ固有の権利といえる。

【解説】

「知る権利」とは、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は国民が広く思想や情報を伝達し、またそれを受け取る自由のみならず、政府や地方公共団体が保有する情報の開示を求める権利を含むという理解であり、後者が一般に「知る権利」と呼ばれている。このような理解に立つ場合でも、「知る権利」は基本的には抽象的な権利であるにとどまり法律（条例）による制度化をもって具体的な権利になるという見解が有力である。

本条例においては、直ちに上の立場に立つものではないが、「知る権利」の保障に資する」姿勢を明らかにすることにより、「知る権利」の実質的な前進に大きく寄与しようとするものである。そうすることが、市民を主体にした市政の更なる民主的発展にとって不可欠な条件と考えるからである。

【運用】

この条例は、直接的には情報の公開を求める権利を保障し、その権利に対応する実施機関の公開の義務を規定したものであるが、従来から行われている情報提供はこの条例により禁止し、又は制限しようとするものではなく、今後もより一層発展的に情報提供を行っていくものである。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関又は指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関又は指定管理者が組織的に用いるものとして実施機関又は実施機関に代わって指定管理者が保有しているもの（以下「文書等」という。）に記録されている情報をいう。
- (3) 公開 実施機関がこの条例の規定により、情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いる用語の定義を定めたものである。

【解説】

1 第1号関係

- (1) 本号は、情報の公開を実施する機関を定めており、各実施機関はこの条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。
- (2) 上下水道事業の管理者の権限を行う市長及び消防長は、地方自治法上の執行機関ではないがそれぞれ地方公営企業法及び消防組織法により独立した権限を有するので、実施機関となるものである。
- (3) 福祉事務所長は、独立して所掌事務を管理、執行する権限を有しているが、この制度では、市長の補助機関と位置づけ、市長に含まれるものとする。
- (4) 審議会等の附属機関については、各実施機関の管理に属しているため、この制度の適用範囲に入っている。

2 第2号関係

- (1) 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、本市の公の施設の管理業務を行うものをいう。
- (2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員又は指定管理者に係る公の施設の管理業務の従事者がその職務又は業務の遂行の範囲において作成又は取得したことをいう。なお、職員等の個人的な備忘メモ等職員等本人の執務の便宜のため作成し、又は保有しているものは、通常は組織的な管理に属さないものであり、公開請求の対象には含まない。
- (3) 「実施機関に代わって指定管理者が保有」とは、指定管理者が管理業務を

行うに当たり、その作成又は取得する文書等を本市に代わって指定管理者が代理占有（民法第181条）により保管することをいう。このことにより当該文書等に記録されている情報は、本市に帰属することとなり、本条例に規定する情報公開請求及び情報公開申出の対象情報とするものである。

- (4) 「作成」とは、起案文書であれば、起案者が書き終わった時点のことを指し、決裁の途中である文書等を含む。
- (5) 「取得」とは、文書取扱規則等にいう収受の手続が終了した時点を示し、回覧が終了した時点ではない。
- (6) 「電磁的記録」とは、録音テープ、録画テープ、磁気テープ、ハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM等で人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

3 第3号関係

- (1) 「閲覧」とは、文書、図画、写真などを直接見ることによって行い、閲覧は、それが可能な情報について実施する。
- (2) 「視聴」とは、ビデオテープなど閲覧できない情報を、その情報の内容を理解できる情報に変換する装置を使用して変換したものを、見たり、聴いたりすることによって行う。
- (3) 電磁的記録のため、直接、閲覧できない情報であっても、プリンター等によって紙を媒体とした情報に変換することができる情報については、印字したものにより閲覧に供することを原則とする。
- (4) 「写しの交付」とは、公開を決定した情報を複写又は複製し、その複写又は複製したものを交付することをいう。
- (5) 媒体に磁気情報などの形で記録されている情報において、請求者から特定の媒体に複写してほしい旨の希望があった場合について、可能な範囲内で対応する。

第3条 実施機関の責務

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を請求する市民の権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の実施における実施機関の責務を定めたものである。

【解説】

「個人に関する情報の保護について最大限の配慮」とは、この制度の実施に当たって、個人のプライバシーを侵害するような運用を行ってはいけないことをいう。

第4条 利用者の責務

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、それによって得た情報を第1条の目的に則して適正に用いなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の利用者が、この制度を利用するに当たって守るべき責務を定めたものである。

【解説】

「適正に用いなければならない」とは、情報の公開の請求者以外の権利利益を侵害しないよう、公開請求によって得た情報を社会通念上の良識に従って用いなければならないことをいう。

第5条 情報の公開を請求できるもの等

(情報の公開を請求できるもの等)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、情報の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る情報の公開に限る。）の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
 - (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
 - (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）があつた場合においても、情報の公開に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の権利を行使できる者の範囲及び請求者以外のものから公開申出に対する努力義務を定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 情報の公開を請求する権利を有する者は、本項の各号に該当する者であり、公開の実施までにこの要件に該当しなくなったときは、請求者としての権利を喪失する。
- (2) 「市の区域内に住所を有する者」とは、住民基本台帳への記載の有無にかかわらず、市内に生活の本拠を有する個人をいう。
- (3) 「勤務する者」とは、正社員、パート、アルバイトなどの形態にかかわらず、一定の期間、市の区域内の事務所に就労する者をいう。
- (4) 「学校」とは、学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校とする。
- (5) 「その他の団体」とは、自治会、各種市民団体、PTA、商店会などであつて法人格は有しないが、団体としての規約及び代表者が定められているものをいう。
- (6) 「実施機関の行う事務事業に利害関係を有するもの」とは、実施機関の行う事務事業により自己の権利、利益などに直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予想される個人及び法人その他の団体をいう。

2 第2項関係

本項は、情報公開の請求権者以外の者から公開申出があつたとき、情報公開の目的の達成のためであれば、できるだけ情報を公開すべきであることを定めている。

【運用】

1 第1項関係

(1) 未成年者については、原則として単独での請求を認めるものとする。ただし、次のような場合は、親権者等法定代理人の同意が必要であることを、当該未成年者に指導することとする。

- ① 中学生以下の場合であって、制度の趣旨、情報の意義、内容等について十分な理解が得難いと認められるとき。
- ② 情報の写しの交付に要する費用負担が多額になるとき。

2 第2項関係

請求権者以外のものからの公開申出に対しては、誠実にこれに応じるよう努めるものがあるが、権利義務の関係に立つものでないことから、審査請求の取扱いを除き、公開請求の例により取扱うこととする。

第6条 公開しないことができる情報

(公開しないことができる情報)
第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、情報の公開をしないことができる。

【趣旨】

本条は、第7条とともに情報の公開の例外となる非公開情報の基準を定めたものであり、公開請求をする権利に対し、実施機関が当該請求された情報を公開しないことができる根拠とその範囲を定めたものである。

【解説】

本条各号のいずれかに該当する情報の含まれる情報は、当該公開請求があった場合に、実施機関がこれを公開しないことができるが、これは、情報公開義務を免除されるだけであり、非公開義務が課されたものではない。

第6条第1号 法人等事業活動情報

(1) 法人（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、情報の公開をすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）

【趣旨】

本号は、公開請求をする権利に対応して、法人等の事業活動の自由は、原則として保障されなければならないという理由から、法人等に関する情報のうち、請求権者から公開請求があつても非公開とすることができる情報を定めたものである。

【解説】

- 1 「法人」とは、株式会社などの営利法人をはじめ、社会福祉法人、学校法人、医療法人などの一般財団法人、一般社団法人など法人格を有するすべてのものをいう。ただし、国、普通地方公共団体、特別地方公共団体、土地改良区、特殊法人その他の公共団体は、その活動が公共的性格を有し、前段に掲げる法人とは、性格が違うのでこの号の適用とはしない。
- 2 「団体」とは、自治会、各種市民団体、PTA、商店会などであつて法人格は有しないが、団体としての規約及び代表者が定められているものをいう。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例：物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報をいい、当該事業と直接関係のない個人に関する情報（例：事業を営む個人の家庭状況等）については第7条第1号で対応する。
- 5 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は営業活動上の情報であつて、公開することにより、事業活動が損なわれると認められる情報
（例：生産工程表、使用原材料の種類、取引先・得意先の名称、資金調達計画）
 - (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であつて、公開することにより、事業活動が損なわれると認められる情報
（例：役員会議事録、借入資金等の状況、人事、賃金体系）

- (3) その他公開することにより、名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報
(例：入札参加資格審査内容、行政処分に係る審査内容、企業診断、技術指導に関する評価、工事に係る評価)
- 6 次のような情報は、「正当な利益を害する」と認められず、公開できる。
- (1) 法令等の規定により何人でも閲覧できる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは、含まない。）
(例：出資法人監査報告書（地方自治法第199条第9項）、商業登記簿に記載された情報（商業登記法第10条、第11条）、開発登録簿に記載された情報（都市計画法第47条））
- (2) 実施機関が公開することを目的として作成し、又は取得した情報（法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を前提として提供した情報を含む。）
(例：優良表彰の受賞者名)
- (3) 法人等又は事業を営む個人が、PRなどのために自主的に公表した資料等から何人でも知ることができる情報
(例：法人、団体等の経営概況書)
- (4) 従来から慣行上公開しており、かつ今後とも公開しても法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害しないと認められる情報
- (5) 統計のように、情報が加工、整理され、個々の法人等又は事業を営む個人が識別できなくなっているもの
- (6) 許可、免許、届出等に関する情報及び補助金等公金支出に関する情報で、公開しても明らかに不利益を与えると認められない情報
- 7 「違法な若しくは著しく不当な事業活動」とは、法の規定に反しないまでも社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

第6条第2号 非公開条件付提供情報

(2) 公にしないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該約束が状況に照らし合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、公開しないことを条件として、個人又は法人等から実施機関に提供された情報を、当該個人又は法人等の承諾なしに公開することは、市が損害賠償請求を受けたり、情報提供者との協力関係、信頼関係を損ない、将来の情報の入手に支障を来し、行政の適正な運営を妨げるおそれがあることから、定められたものである。

【解説】

- 1 「公にしないとの約束の下に」とは、契約書、要綱、調査書等の書面の中に「他の目的に使用しない」、「秘密を厳守する」、「公開してはならない」等の記載のあるもの又は情報の提供者が情報の提供時若しくは提供後に公開してはならないことを条件として提供された場合をいう。
- 2 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかないで自発的に提供された情報をいう。
- 3 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報であっても、当然に非公開となるのではなく、公開により当該個人の協力を得ることが著しく困難になると認められた場合に限り、非公開とする。

【具体的情報例】

(例：各種調査に係る調査個票、各種表彰候補者の推薦関係書類)

第6条第3号 行政執行に関する情報

(3) 事務事業の執行過程において、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、次に掲げるもの

【趣旨】

本号は、情報公開制度によって公開されると、市政の公平又は円滑な執行を確保することが、かえって困難になるような情報については、請求者から公開請求があつても公開を拒むことができることを定めたものである。

【解説】

本号の規定に該当する「情報」とは、次のようなものがある。

- (1) 機関間協力関係情報
- (2) 意思決定過程情報
- (3) 事務事業執行情報

第6条第3号ア 機関間協力関係情報

ア 実施機関が国等の機関と協力して行う事務又は実施機関が国等の機関から依頼、協議等を受けた事務に関する情報であって、情報の公開をすることが、当該協力して行う事務又は当該依頼、協議等の条件及び趣旨に反すると認められるもの

【趣旨】

これは、本市が国又は地方公共団体との協力関係の下に作成又は取得した情報について、国又は地方公共団体との協力関係を著しく損なうことを防止し、市の行政の事務事業の円滑な実施を確保する観点から定められたものである。

【解説】

- 1 「国等」とは、第1号（法人等に関する情報）の規定と同様である。
- 2 「依頼、協議等を受けた事務に関する情報」とは、相手方の意思により、本市が受身の立場に立って行う依頼、協議等その他表現の如何にかかわらず、協力関係をもって作成又は取得した情報をいう。
- 3 「依頼、協議等の条件及び趣旨に反すると認められるもの」とは、次のようなものをいう。
 - (1) 国等からの依頼、委任等による調査等に関する情報で、国等の承認なしに公表してはならない旨の条件があるもの
 - (2) 国等において公表するまで公表してはならない旨の指示がなされているもの
(例：地方財政状況調査関係書類、ラスパイレス指数変動分析調査関係書類)
 - (3) 国等から市に協議を求められている情報で、国等において当該情報を公表していないもの
 - (4) 国等において統一的に公表を要するもの
 - (5) 市が国等に依頼し提供を受けた情報であって、公開することにより、国等との協力関係が損なわれるおそれのあるもの

第6条第3号イ 意思決定過程情報

イ 実施機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、調査研究等の意思決定過程に関する情報であつて、情報の公開をすることにより、当該又は同種の審議、調査研究等における公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすと認められるもの

【趣旨】

これは、行政における内部的な審議、調査研究等の意思決定過程の情報について、公正な意思決定を行うという目的を損なうことを防止し、当該審議、調査の円滑な実施を確保する観点から定められたものである。

【解説】

- 1 「実施機関内部」とは、市のすべての機関をいい、実施機関となっている機関（第2条第1号参照）及びそれらの附属機関（審議会、協議会等）のほか実施機関等の職員を含む。
- 2 「審議、調査研究等の意思決定過程に関する情報」とは、市の内部における審議、調査、研究等打合せなどに直接使用する目的で作成又は取得した情報をいい、そのほかに、これらの審議等に関連して作成又は取得した情報を含むものとする。
- 3 「著しい支障を及ぼすと認められるもの」とは、次のようなものがある。
 - (1) 未成熟な情報であつて、公開することにより市民に不正確な理解や誤解を与える情報
 - (2) 公開することにより、自由かつ率直な意見交換ができなくなる情報
 - (3) 公開することにより、今後十分な検討が得られなくなる情報
 - (4) その他公開することにより、審議、調査研究等に著しい支障がある情報
- 4 審議、調査研究等に関する情報は、この規定によりすべて非公開となるのではなく、前項に該当するときのみ非公開と決定することができる。

【具体的情報例】

- (1) 行政内部の検討案等
 - ・ 人事担当等事務担当者会議提出資料
 - ・ 都市計画案策定前の検討調査資料
- (2) 調査研究におけるノウハウ、調査内容等
 - ・ 全体調査完了前の資料
 - ・ 調査研究結果、技法に関するもので公開に支障あるもの
 - ・ 調査研究論文案
- (3) 各種会議、意見交換の記録、資料等
 - ・ 庁内事務担当者会議の議事録、復命書
 - ・ 市町村事務担当者会議録
- (4) 行政運営上の必要な調整、協議等に関する情報
 - ・ 補助金の交付、貸付の決定に係る事業計画の適否事前協議、審査内容

第6条第3号ウ 事務事業執行情報

ウ 実施機関又は国等の機関が行う取締り、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、情報の公開をすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

【趣旨】

これは、市の行う事務事業に関する情報について、特定の者に利益を与えず、市民全体の利益を確保しようとする市の事業の目的を損なうことを防止し、事務事業の円滑な実施を確保する観点から定められたものである。

【解説】

- 1 「取締り、立入検査」とは、行政が権限に基づいて行うもので、市税反則取締り、公害立入検査等をいう。
- 2 「許可、認可」とは、行政処分に係るもので、類似の事務として、特許、免許、取消し、停止等がある。
- 3 「試験」とは、資格試験、採用試験等をいう。
- 4 「入札」とは、工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。
- 5 「交渉」とは、相手方との話し合いによる取決めを行う過程をいい、補償・賠償に係る交渉、用地買収に係る交渉等をいう。
- 6 「渉外」とは、外国、国、地方公共団体、民間団体等との間で行われる儀礼、式典、交際等に係る事務をいう。
- 7 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法令に基づく審査請求をいう。
- 8 「当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり」とは、立入検査、交渉等事務の性質上、それらに係る情報を公開すれば、事務事業を実施しても予想どおりの成果が得られず、実施する意味を喪失する場合などをいう。
- 9 「これらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」とは、公開することにより、次のような事例と認められるものをいう。
 - (1) 特定の者に利益を与えたり、不公平を生ずるもの
 - (2) 経費が著しく増大したり、事務事業の実施の時期が大幅に遅れて、行政の質の低下を来すもの
 - (3) 事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力が得にくくなったり、市にとって経済的、財政的利益又は社会的信用を低下あるいは喪失させるおそれのあるもの

【具体的情報例】

- (1) 取締り、立入検査に関する情報
 - ・立入検査とその計画内容

- (2) 許認可に関する情報
 - ・各種法令に基づく許認可に関する審査報告書
- (3) 試験に関する情報
 - ・各種試験問題
 - ・採点基準
 - ・審査経過
- (4) 入札に関する情報
 - ・入札予定価格調書
 - ・設計金額調書
- (5) 交渉に関する情報
 - ・用地買収交渉記録
 - ・労務交渉の記録
 - ・農地等に係る和解仲介文書
- (6) 渉外に関する情報
 - ・接遇、儀礼、交際等の記録
- (7) 争訟に関する情報
 - ・訴訟に関する弁護士との打合せ経過文書
 - ・訴訟に発展するおそれのある紛争事案の通知文書
- (8) その他事務事業に関する情報
 - ・土地取引規制のための事前調査書
 - ・用地買収計画

第6条第4号 公共の安全等に関する情報

(4) 情報の公開をすることにより、人の生命、身体又は財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

【趣旨】

本号は、情報を公開すれば、公共の安全を確保することが困難になるような情報については、請求者から公開請求があっても、公開を拒むことができることを定めたものである。

【解説】

- 1 「人の生命、身体又は財産等の保護」とは、個人の生命等を犯罪等の危険から保護し、又は当該危険を除去することをいう。
- 2 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為を予め防止することをいい、例えば警備日誌等犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から非公開とすることができる。
- 3 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、捜査のほかに社会生活に必要な法規等々のルールが害されないように保護し、当該危険を除去することをいう。
- 4 「人の生命、身体又は財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの」とは、次のようなものが考えられる。
 - (1) 特定の個人の行動予定等が明らかにされ、その結果、その人が犯罪等の被害を受けるおそれのある情報
(例：国内外要人の本市における行動予定)
 - (2) 犯罪・違法行為、不正行為等の情報提供者、告発者、犯罪の被害者、参考人等を特定することができ、その結果、これらの人が危害等を加えられるおそれのある情報
(例：公害、違反建築物の苦情等の申出人が記録されている書類)
 - (3) 犯罪の予防に支障の生じるおそれのある情報
(例：公共施設の警備委託関係書類)
 - (4) 行政上の義務違反を取り締まるという目的が損なわれるおそれがある情報

第7条 公開してはならない情報

(公開してはならない情報)
第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、情報の公開をしてはならない。

【趣旨】

本条は、情報公開の例外となる公開してはならない情報について、定めたものである。

【解説】

- 1 実施機関は、請求者から請求された情報のうち、本条各号に該当する情報が含まれているときは、当該情報を公開することはできない。
- 2 公開できない情報は、個人のプライバシーを侵害する情報及び法令等により非公開と定められている情報である。

第7条第1号 個人に関する情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際し作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員等（公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報

【趣旨】

本号は、基本的人権として、個人の尊厳を守るため、個人のプライバシーを侵害するような情報については、請求者から公開請求があつても、応じることができないことを定めたものである。

【解説】

- 1 「個人に関する情報」とは、戸籍事項に関する情報、学歴、職業、職歴、犯罪歴など経歴に関する情報、能力、成績、心身、疾病、負傷、検査、診療など心身の状況に関する情報、財産状況、収入に関する情報、宗教など思想、信条に関する情報、家庭状況、住居状況など個人生活等に関する情報をいう。
- 2 個人に関する情報であっても、個人の事業者の当該事業に関する情報は、前条第1号で処理するため、除外している。ただし、事業とは無関係の個人情報（家族の状況等）については、この規定が適用される。
- 3 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名などにより特定の個人を明らかに識別できることをいう。
- 4 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報のみでは、本人が識別できない情報であっても、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別できる場合をいう。例えば一定の条件で検索して番号を抽出し、その結果を他の番号別氏名フ

- ファイルと照合することによって、本人を識別できる場合などが該当する。また、氏名不詳の情報であっても、特定の関係者には誰のことであるか識別できる場合は、「識別することができることとなるもの」として保護する必要がある場合もある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から特定の個人が識別することができる場合などである。
- 5 公開請求される情報に、個人情報が含まれる場合、その個人のプライバシーを侵害する程度というのは、通常、広範囲に解釈し、特定の個人が識別され、又はされ得る情報すべてとする。
 - 6 一般的には、氏名等が記載されていれば、特定の個人が識別されるから部分公開の原則に従い、これらを削除して公開する。しかし、氏名等を削除したとしても、それ以外の部分から個人を識別できる可能性のあるものは、全体を非公開とする。
 - 7 「何人でも閲覧することができる」とは、法令上は、何人でも閲覧できているが、事実上、閲覧を利害関係人に限っているものは、含まない。
 - 8 「公表」とは、市広報等を通じて広く市民一般に積極的に周知する場合だけを示すのではなく、事務事業の執行上又は行政の責務として市民の要望に応じて情報を提供することが予定されている場合も含まれる。
 - 9 「公表することを目的」とは、市が主体となって公表することをいい、公表の主体がマスコミ等市以外の者である場合は、該当しない。
 - 10 「公益上必要」とは、市民の生命、身体等を危害から保護し、公共安全を確保する観点から公開すべき積極的な理由のあるものをいう。
 - 11 本号エは、公開される情報に個人に関する情報のうち、公務員（独立行政法人等又は地方独立行政法人の役員及び職員を含む。）の職務の遂行に係る情報が含まれているときは、当該公務員等の職及び氏名を含めて公開することとしたものである。

第7条第1号 個人に関する情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。

分類	例示
1. 戸籍等に関する情報	氏名、性別、生年月日、国籍、続柄、親族関係、婚姻、離婚、離縁、養子縁組、認知、死亡、その他
2. 思想・信条等に関する情報	支持政党、宗教、信仰、主義、主張、思想、信条、趣味、嗜好、その他
3. 社会的な地位、活動、経歴に関する情報	1. 学歴等に関する情報 学校名、入学、卒業年度、在学期間、学業成績、進学・停学・休学、サークル等の活動、その他
	2. 職歴等に関する情報 会社名、事業名、職種、職位、就職、退職年月日、在職年月日、在職期間、昇給、昇格、配置転換、職務の実績・評価・解雇・停職等の処分に関する事、その他
	3. 賞罰に関する情報 受賞歴、犯罪・違反歴、補導歴、更正施設への入所など
	4. 知識、技能、能力等に関する情報 各種試験成績、資格・免許の種類・取得年月日、免許の停止・取消等の処分
	5. その他経歴、社会的活動に関する情報

4. 心身に関する情報	1. 心身障害に関する情報 精神障害・身体障害の有無及び程度、訓練記録
	2. 傷病、健康状態等に関する情報 傷病名、傷病歴、傷病の原因、検査結果、検査名、診療等に関する情報、所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法に関する情報
	3. 療育に関する情報
	4. その他心身に関する情報
5. 財産、収入状況に関する情報	1. 資産等に関する情報 所有不動産・動産の種類・価格、債権・債務の内容、預貯金の種類・金額、相続・贈与等の有無
	2. 収入等に関する情報 所得の種類・金額、課税・納税の金額、税等の滞納状況、給付金・助成金・貸付金の受給・償還状況など
	3. その他財産状況に関する情報
6. その他個人生活に関する情報	1. 家庭状況に関する情報 家族構成、扶養関係、同居 ・別居、母子・父子家庭である事実、里親・里子である事実、生活の状況など

	<p>2. 住居状況に関する情報 住居の間取り・構造、持家 ・借家の別、居住人数、居住期間、敷地等の権利関係など</p>
	<p>3. 公的扶助等に関する情報 要保護・準保護世帯・生活保護受給者である事実、更正施設・社会福祉施設等への入所状況</p>
	<p>4. 社会的活動状況に関する情報</p>
	<p>5. その他個人生活に関する情報 苦情・要望・相談等の内容、私人間の紛争の内容、交友関係など</p>

第7条第2号 法令秘情報

(2) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公開することができない情報

【趣旨】

本号は、法及び個別条例の規定は、一般的な規定を定めたこの条例の規定に優先することから、法と条例、条例と条例との関係により、公開することができない情報があることを定めたものである。

【解説】

- 1 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例をいい、法定受託事務における国、府の明示の指示も含む。
- 2 「公開することができないことが明示されている」とは、おおむね次のものをいう。
 - (1) 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報
 - (2) 他の目的に使用することが禁止されている情報
 - (3) 地方税法等の特別法により守秘義務が課されている情報
 - (4) 法定受託事務に係る情報において、国からの明示の指示により閲覧又は写しの交付が禁止されている情報

第7条第2号 法令秘情報

分 類	例 示
<p>1. 明文の規定をもって閲覧等が禁止されている情報</p>	<p>1. 松原市印鑑条例第16条 (閲覧の禁止) 印鑑の登録及び証明に関する書類</p>
	<p>2. 松原市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第4項</p>
	<p>3. 刑事訴訟法第47条 公判の開廷前における訴訟に関する書類</p>
	<p>4. 著作権法第21条 著作物の複製 (写しの交付の制限)</p>
	<p>5. 統計法第3条 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密</p>
<p>2. 目的外使用が禁止されている情報</p>	<p>1. 統計法第40条 公的統計を作成するために集められた調査票(国勢統計、経済構造統計、住宅・土地統計、農林業構造統計等)</p>
<p>3. 個別法令等により守秘義務が課せられている情報</p>	<p>1. 地方税法第22条 地方税に係る調査に関する事務に従事している者、従事していた者がその事務に関して知り得た秘密</p>

第8条 情報の部分公開等

(情報の部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る文書等に次の各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが合わせて記録されている場合において、これらを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該該当する情報が記録されている部分を除いて、当該情報を公開しなければならない。

(1) 第6条各号のいずれかに該当し、そのことを理由として公開されない情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する情報

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する情報であったものであっても、時間の経過により当該該当する情報に該当しないこととなったものは、これを公開しなければならない。

3 公開請求に係る文書等に前条第1号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益を害さないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、第1項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、請求された情報に、公開できる部分と公開できない部分が混じっている場合は、公開できない部分を削って部分的に公開することによって、可能な限り公開請求に応えることを定めたものである。

【解説】

- 1 一般に文書には、公開できる部分と公開できない部分が混じっている場合が多い。この場合、公開できない部分が混じっていることにより、その文書全体が公開できない文書になると、情報の公開ができる範囲が限られてしまい、情報公開の目的が達成できなくなるおそれがあるため、公開できない部分を除外して、残りの部分について公開する。
- 2 「容易に」とは、多くの費用と時間をかけずに、又は物理的な困難さを伴わずに分離することをいう。
- 3 「公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるとき」とは、公開請求の趣旨から判断して、請求者が知りたいと思う情報が、非公開事項に該当する情報を分離した残りの情報によって十分知り得るものをいう。
- 4 「個人に関する情報」は、氏名、生年月日等の個々の記述を単位とするのではなく、社会通念上「独立した一体的な情報」を単位とするものである。しかしながら、個人識別性のある記述等の部分を除くことによって、公開しても個人の権利利益を害さないと認められるときは、これを非公開にする意義が乏しく、最大限の公開を実現する観点からは、部分公開をすることが望ましい。そ

ここで、このような場合には、個人識別性のある記述等の部分を削除した残りの部分については、条例第7条第1号の個人に関する情報には含まれないものとみなして部分公開を行うものである。「みなして」という表現から見て取れるように、理論的には個人に関する情報であるが、個人に関する情報とは取り扱わないということである。

第9条 情報の存否に関する情報

(情報の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報の存否を答えるだけで、第6条及び第7条の規定により保護されるべき利益が第6条又は第7条の規定により情報の公開をしないこととされる情報を公開した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、公開請求に係る情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないか答えるだけで、公開しないことにより保護される利益が、公開した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、公開請求に係る情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができることを定めたものである。

【解説】

- 1 本条に該当する情報には、次に掲げるものが考えられる。
 - (1) 犯罪者名簿（既決犯罪通知書）
 - (2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人名簿
 - (3) 破産者名簿
 - (4) 刑罰等調書
 - (5) 生活保護台帳
- 2 本条で規定する拒否は、行政処分として扱われるので、請求者は審査請求を行うことができる。したがって実施機関がこの規定を濫用することはできないものである。

第10条 公開請求の方法

(公開請求の方法)

第10条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求に係る情報を実施機関が特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣旨】

本条は、公開請求をしようとする者が、請求書に書かなければならない事項を定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 請求書は、来庁して情報公開条例に基づく事務を総括する課（以下「情報公開担当課」という。）に直接提出するか、郵送されたものを受付する。
- (2) 請求しようとする情報が膨大な量に及び、かつ、処理手続に多大な日数が必要である場合は、処理手続等を請求者に説明し、分割請求や抽出請求に変更するよう依頼することができる。
- (3) 「前2号に掲げるもののほか、市長の定める事項」とは、公開の方法（閲覧・視聴、写しの交付、写しの送付の区分）、請求権の区分、請求者への連絡方法（電話番号・FAX番号）などである。
- (4) 請求書は、条例施行規則に規定されている様式を使用する。ただし、当該様式の使用を義務付けているものではない。
- (5) 郵送・ファクシミリによる公開請求は可能とするが、電話による請求は認めない。

2 第2項関係

請求書に形式上の不備等がある場合、松原市行政手続条例第7条の規定により、請求者に対して相当の期間を定めて補正を求めることができることを明確にしているものである。

第 11 条 公開請求に対する決定等

(公開請求に対する決定等)

第 11 条 実施機関（議会にあっては、議長をいう。以下この条、次条及び第 15 条において同じ。）は、前条の規定による公開請求があったときは、当該請求のあった日から 15 日以内に当該請求に係る情報の公開の可否を決定しなければならない。ただし、前条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定を行うことができないときは、当該期間を 15 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び決定を行うことができる時期を請求者に通知しなければならない。

3 公開請求に係る情報が大量であるため、当該請求のあった日から 30 日以内にその全てについて公開の可否の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報の相当の部分につき、当該期間内に公開の可否の決定をし、残りの部分については相当の期間内に公開の可否の決定をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、第 1 項の期間内に、前項後段の規定の例により、請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第 1 項及び前項の規定による決定を行ったときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の場合において、請求に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を行ったときは、その理由を記載した書面により、同項に規定する通知を行わなければならない。

6 第 1 項に規定する期間（第 2 項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間又は第 3 項の規定により相当の期間が定められた場合にあつては、当該相当の期間）内に、実施機関が情報の公開の可否の決定を行わないときは、請求者は、情報の公開をしないこととする決定があつたものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、情報公開の請求を受理した場合の実施機関の公開・非公開の決定及びその通知の手續について定めたものである。

【解説】

1 第 1 項関係

- (1) 「請求のあった日から 15 日以内」とは、請求書を受理した日の翌日を初日とし、15 日目に当たる日が期間の満了日となることをいう。
- (2) 請求書の補正を求めた場合においては、当該補正に要した期間は、松原市行政手続条例第 6 条の趣旨から決定期間に算入しないことを明確にしている

ものである。

2 第2項関係

「やむを得ない理由」とは、情報の内容が複雑又は大量多種類で公開の可否の判断に時間を要するとき、国等の他の機関との協力関係情報で当該機関との調整に時間を要するとき、天災地変などによって、公開の可否の決定よりも優先しなければならない公益上の理由など15日以内に公開の決定ができない事由をいう。

3 期間の末日が松原市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後において最もその日に近い市の休日でない日を期間の末日とする。

4 第3項関係

「30日以内にその全てについて公開の可否の決定」とは、一度に大量な情報の公開請求があった場合において、原則的な処理期間を延長して30日以内に処理することで事務の執行に著しい支障が生ずることを避ける必要があるため大量な情報の公開請求に係る決定の期限の特例を規定した。

5 第4項関係

「当該決定の内容」とは、公開・非公開の区分、公開する場合は、公開の日時・場所、公開の方法（閲覧・視聴、写しの交付）などをいう。

また、請求に係る情報を公開できない場合には、その拒む理由をできる限り具体的に記載するものとする。

6 第6項関係

「決定があったものとみなす」とは、情報公開の請求を行った日から15日（延長した場合は、延長後の期限の日）以内に当該情報公開を行うかどうかの決定を行わない場合に、請求者が非公開の決定があったとみなして、審査請求を行うなど非公開決定を前提とした次の行動を起こすことができることをいう。

第 12 条 公開の実施

(公開の実施)

第 12 条 実施機関は、前条第 1 項及び第 3 項の規定により情報の公開をする旨の決定を行ったときは、請求者に対し、速やかに、当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の公開をすることにより、当該情報が記録された文書等が汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は第 8 条第 1 項の規定による情報の公開をするときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより情報の公開をすることができる。

3 情報の公開は、実施機関が指定するところにより行うものとする。

【趣旨】

本条は、情報の公開を決定した場合の公開の実施方法を定めたものである。

【解説】

- 1 「速やかに」とは、公開決定の日以後可能な限り早い日に公開を実施することをいう。
- 2 「その他合理的な理由」とは、磁気等に記録された情報のため、そのままの状態を閲覧したとしても理解できない場合、日常的に使用する台帳などで原本を使用すると日常業務に支障のある場合などをいう。
- 3 「実施機関が指定するところにより」とは、公開の実施は情報公開総合窓口及び実施機関が指定する日時及び場所で行うことを原則とするものの、やむを得ない事情などで来庁できない場合など請求者の要望に応じ、文書等の写しの郵送も認めるものとする。

請求者が来庁した上で公開を実施する場合は、請求者に支障の生じない日時を指定する必要がある、請求者から公開の実施の変更の申出があった場合は、その申出が事前、事後にかかわらず、日常の業務に支障の生じない範囲で申出に応じる必要がある。

なお、写しを郵送する場合は、事前に複写費の納入と返信用切手の提出を求め、その後に、作成した文書の写しを請求者に郵送することを原則とするものの、やむを得ない場合は、納入通知書（3 枚複写）を同封し、要した郵送料とコピー代金等を後日振り込みにより納付するという方法も可能とする。

第13条 費用の負担

(費用の負担)

第13条 この条例の規定に基づく情報の閲覧又は視聴に係る費用は、無料とする。

2 請求者（公開申出をしたものを含む。以下この項において同じ。）が、情報の写し（前条第2項の規定による文書等を複写したもの又は文書等から出力若しくは採録したものを含む。）の交付又は送付を求めたときにおける当該情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者が負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開の実施に当たり、これに係る費用の負担について定めたものである。

この制度における原本の閲覧、原本の写しの閲覧は、無料とするが、写しの交付、写しの送付を希望する請求者は、その写しの作成に関する費用と送付に関する費用を負担しなければならない。

【解説】

- 1 情報の閲覧又は視聴に要する費用は、この条例の趣旨・目的から無料とする。
なお、第12条第2項の規定により原本を複写したもの又は磁気等の媒体から出力若しくは採録したものを閲覧に供したときにおける写し等の作成に要する費用も同様とする。
- 2 「写しの作成及び送付に要する費用」とは、コピー機による複写に要する費用、用紙に係る費用、磁気等の媒体の複製に係る費用、郵送料等の実費をいう。

第14条 救済手続

(救済手続)

第14条 第11条第1項及び第3項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に不服のあるものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、審査請求をすることができる。

2 審査庁は、行政不服審査法第9条第1項の規定による審理員を指名しないものとする。

3 第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、松原市情報公開・個人情報保護審査会（松原市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第23号）第1条の松原市情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る公開しない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る情報の全部を公開すべきことを命じ、又は公開することとするとき（当該情報の公開について反対する旨の行政不服審査法第30条第2項の意見書が提出されている場合及び同法第31条第1項の口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）。

(3) 裁決で、不作為についての審査請求に係る当該不作為に対して公開請求の全部を認容すべきことを命じ、又は認容することとするとき（当該請求の全部を認容することについて反対する旨の行政不服審査法第30条第2項の意見書が提出されている場合及び同法第31条第1項の口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）。

4 審査庁は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、請求者が実施機関の行った決定に不服のある場合の救済措置について定めたものである。

【解説】

1 第1項関係

(1) 本項は、請求者は、実施機関の行った決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定に基づき審査請求を行うことができることを定めたものである。

(2) 「行政不服審査法に基づく審査請求」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が、当該行政庁又は上級行政庁に対し、審査請求し、処分等の違法又は不当を審査し、違法又は不当な処分等の是正を

求める手続をいう。

- (3) 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内、訴訟は、同じく6月以内に提起されなければならない。（行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第14条）
- (4) 審査請求先の行政機関は、それぞれ次のとおりである。
 - ① 消防長が行った決定 上級庁としての市長
 - ② 権限受任者が行った決定 上級庁としての権限委任者
 - ③ 上記以外の実施機関が行った決定 上級庁がないことから各実施機関
- (5) 第5条第1項に規定する請求者が審査請求できるものには、次のものがある。
 - ① 公開請求が不適法と却下された場合
 - ② 公開、非公開の決定が第11条に規定する期間を経過してもない場合
 - ③ 条例が定める非公開事由（該当する情報がない場合を含む。）に該当するとして非公開（全部又は一部）決定された場合
- (6) 実施機関の決定に対し不服のある者は、審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき訴訟を提起することも可能であるが、どちらを選択するかは、当該者に委ね、審査請求を行った後に訴訟を提起することもできる。
- (7) 審査請求は、代理人によっても行うことができる。この場合、委任されたことを証明する書面を添付しなければならない。

2 第2項関係

本項は、松原市情報公開・個人情報保護審査会には、インカメラ審理等による調査権限を行使して公開の可否を判断するなど、第三者機関である同審査会が実質的な審理を行うことが制度上確保されていることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律と同様に、行政不服審査法に規定する審理員の指名を不要とするものである。

3 第3項関係

- (1) 「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項に基づき却下するときをいい、次のような場合が考えられる。
 - ① 審査請求が法定の期限内（3月以内）にされなかった場合
 - ② 審査請求の対象とされた決定が初めから存在しなかった場合
 - ③ 審査請求の対象とされた決定がその後消滅した場合
 - ④ 審査請求が本人又はその代理人としての資格がないものからなされた場合
 - ⑤ 審査請求書の記載事項が不備なため補正を命じたにもかかわらず、これに応じなかった場合
- (2) 第2号は、審査庁が、審査会に諮問する前に、裁決で審査請求に係る公開しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に当該審査請求に係る情報の全部を公開するときは、審査会で審議するまでもなく、審査請求人等は救済されることになることから、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。ただし、審査請求の全部を認容する場合であっても、行政不服審

査法第43条の趣旨に基づき当該情報の公開に利害関係のある参加人から請求の全部を認容することに反対する意思表示がなされた場合にあっては、当該参加人の権利利益を保護するため、審査会への諮問を要するものである。

(3) 第3号は、審査庁が、審査会に諮問する前に、裁決で不作為についての審査請求に係る当該不作為に対して公開請求の全部を認容すべきことを命じ、又は認容することとし、結果的に当該審査請求に係る情報の全部を公開するときは、審査会で審議するまでもなく、審査請求人等は救済されることになることから、審査会への諮問が不要であることを定めたものである。ただし、不作為に対する請求の全部を認容する場合であっても、行政不服審査法第43条の趣旨に基づき当該情報の公開に利害関係のある参加人から不作為に対する請求の全部を認容することに反対する意思表示がなされた場合にあっては、当該参加人の権利利益を保護するため、審査会への諮問を要するものである。

(4) 「裁決」とは、審査請求に対して、当該審査庁が却下、棄却、理由があるとの回答を行うことをいう。

4 第4項関係

(1) 実施機関は審査請求に対する裁決を行う場合は、審査会の答申を尊重して、速やかに行うことを義務付けたものである。

(2) 「これを尊重して」とは、審査会の答申に法的に拘束されるものではないが、審査会設置の趣旨から審査会の答申を最大限に尊重しなければならないとするものである。

第 15 条 目録の作成等

(目録の作成等)

第 15 条 実施機関は、情報の検索に資する文書等の目録を作成し、一般の利用に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報の公開を請求する際、スムーズに情報の特定化できないことが予想されるため、市にどのような種類の文書が存在するかを目録を作成し、市民に提供しなければならないことを定めたものである。

【解説】

「情報の検索に資する文書等の目録」とは、必ずしも実施機関が保有する全文書の件名を記したものではないが、必要な文書を検索するのに参考となるものをいう。(松原市文書取扱規則第 21 条第 1 項に規定する文書分類表など)

第16条 市長の調整

(市長の調整)

第16条 市長は、他の実施機関に対し、情報の公開に関し、報告を求め、又は助言を行い、その他必要な調整をすることができる。

【趣旨】

本条は、実施機関が条例の定めに従ってそれぞれ独自に制度の運営を行うと、市全体としての統一性を欠き、運営上、市民を混乱させる可能性があるため、市長がその統一的な運用を図ることを定めたものである。

【解説】

- 1 「情報の公開に関し、報告を求め、又は助言を行い」とは、情報公開制度における手続は、原則として当該実施機関内で完結するものであるが、情報公開担当課が、それぞれの過程において、市としての統一的な運営を図るための調整を行うことをいう。
- 2 市長への報告又は市長からの助言は、情報公開担当課が担当する。

第 17 条 運用状況の公表

(運用状況の公表)

第 17 条 市長は、毎年 1 回この条例の運用状況について公表するものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開制度が適正に運用されているかどうか判断する材料を提供するために、市長が、実施機関における公開請求及び公開の内容、件数などを、1 年に 1 回集計して公表することを定めたものである。

【解説】

公表は、次の事項について行う。

- (1) 公開請求等の件数
- (2) 公開請求等に対する公開及び非公開（全部又は一部）の件数
- (3) 審査請求の件数
- (4) 審査請求の処理状況
- (5) その他必要と認める事項

第18条 他の制度との調整

(他の制度との調整)

第18条 この条例は、法令等の規定により情報の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手續が定められているときは、適用しない。

2 この条例は、図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として管理している情報については、適用しない。

【趣旨】

本条は、他の法令等の規定により、閲覧等の手續が別に定められている情報や、図書館等の施設で、現に市民に利用されている図書館等の情報については、この条例を適用しないことを定めたものである。

【解説】

1 閲覧等を求めることができる請求者、閲覧等の期間、情報の範囲等が、他の法令等の規定により、別に定められている場合には、当該法令等の規定により閲覧等を行う。

2 他の法令等の規定に閲覧等又は写しの交付等のいずれかが定められている場合において、規定されていない手續があるときも、この条例を適用しない。

3 「法令等の規定により」とは、国及び国の機関が定める、法律、政令、府、省令、告示、訓令その他の命令並びに大阪府及び松原市が定める条例をいう。

4 「縦覧」とは、主として書類、名簿等について正確を期するため、関係人をして過誤の有無を検討させ、不服申立て等の機会を与えるため、広く一般に見せることをいう。

縦覧の対象には、選挙人名簿、直接請求の署名簿、固定資産の台帳等がある。

5 「図書館その他これに類する施設において」とは、図書館、公民館、その他の市の施設にあつて、公文書及び図面を一般の利用に供するため保管、保存するための室、場所等を設けた施設をいう。

第 19 条 総合的情報公開の推進

(総合的情報公開の推進)

第 19 条 実施機関は、この条例による情報の公開によるほか、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報を積極的に市民の利用に供するため、情報提供施策及び情報公表施策の一層の充実を図り、総合的な情報公開の推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関において公開請求による情報の公開及び情報の任意公開のほか、市民に必要な市政に関する情報を提供する情報提供施策等の一層の拡充整備を図り、市民の様々な情報需要への積極的な対応として、情報公開の総合的な推進に努める義務があることを明らかにしたものである。

【解説】

「情報提供施策及び情報公表施策の一層の充実」とは、情報提供の量的拡充又は質的な向上に努め、自主的な活動その他の情報提供施策の整備並びに O A 機器及びニューメディアの活用による提供手段の改善等に努めることである。

第20条 出資法人

(出資法人)
第20条 市が出資する法人（市長が定める者に限る。）は、その管理する情報について、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が出資する法人には、直接この条例による拘束力はないが、市民から情報の公開の依頼があれば、この制度の趣旨を踏まえて実施機関に準じて取り扱うべきことを定めたものである。

【解説】

- 1 「市長が定める者」とは、施行規則で規定する法人（市が2分の1を超える資本金等を出資している法人）をいう。なお、該当する法人の一覧は次のとおりである。

出 資 法 人 名	出 資 割 合
松原市土地開発公社	100%
一般財団法人 松原市文化情報振興事業団	100%
松原学校給食株式会社	100%

- 2 「市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるもの」とは、出資法人が実施機関の情報公開制度に準じ、事務事業を実施するよう努めることをいう。

第 2 1 条 施行の細目

(施行の細目)

第 2 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に必要な様式等の事項を各実施機関がそれぞれ定めるのではなく、市長が松原市情報公開条例施行規則（平成 1 2 年規則第 9 号）で定めることとしたものである。

【解説】

この条例の施行については、すべての実施機関が同一の制度とすることが望ましいことから、市長が定めることとした。